

「奈良教育大学 ESD・SDGs センター研究紀要」編集規程

1. 研究紀要の名称

奈良教育大学 ESD・SDGs センターは、本センター規則第 2 条の目的を達成する一環として、「奈良教育大学 ESD・SDGs センター研究紀要」（以下、「研究紀要」という。）を年 1 回発行する。

2. 研究紀要編集委員会

- (1) ESD・SDGs センター運営委員会規則第 9 条により、研究紀要編集委員会（以下、編集委員会という。）を設置する。
- (2) 編集委員会は、ESD・SDGs センター長、副センター長、センター所属の専任教員、および教育・文化系、理科・芸体系から選出されたセンター運営委員 2 名をもって構成する。
- (3) 研究紀要の原稿の募集、査読者又は閲読者、採否、掲載の順序などについては、編集委員会の議を経て決定する。

3. 執筆の条件ならび投稿件数

- (1) 執筆者には本学の大学教員、名誉教授、研究員、附属学校教員のいずれかを含まなければならない。ただし、編集委員会が認めた場合、その限りではない。
- (2) [論文] 領域では、第一執筆者としての投稿件数を 2 編以下とする。

4. 領域

執筆者は、持続可能な社会の創り手の育成（ESD・SDGs）への寄与を目的とする原稿（未公開のものに限る。）を、次の 3 領域のいずれかに投稿できる。原稿は、実践的指導力を持った教員の養成や学校支援及び地域支援にかかわる内容とする。投稿後に領域を変更することはできない。

- (1) [論文] 理論や実践に関する理論的又は実証的な研究成果
 - ・ 調査研究の成果や論評
 - ・ 理論的研究、実証的研究や、今後の研究や実践に有用な知見をもたらすと考えられる政策研究や研究動向、将来展望、地域調査の成果等
- (2) [研究報告] 掲載に値する知見や結果を伴う研究プロジェクト報告、実践の記録や結果等
- (3) [資料] 資料的に価値のある情報

5. 査読又は閲読

- (1) [論文] は、査読を行う。査読者 2 名の審査に基づき、編集委員会で下記のいずれかに決定し、執筆者に通知する。
 - A 採択（字句等の軽微な修正を含む）、B 修正（再審査を要する）、C 不採択
- (2) [研究報告] 及び [資料] は、閲読を行う。閲読者 1 名以上の審査に基づき、編集委員会が執筆者に内容の修正を求めることがあり、修正に十分応じることができなかった場合は、不掲載となる場合がある。

6. 執筆要項

執筆者は、別に定める「研究紀要執筆要項」に従って原稿を作成するものとする。要項に従わない原稿は原則として受理しない。

7. 研究倫理

執筆者は、「奈良教育大学における研究者等の行動規範」に基づき、原稿を作成するものとする。

8. 原稿における著作権・肖像権の取り扱い

執筆者は、新聞記事等、著作者への掲載承諾が必要なものを掲載したい場合は、必ず投稿前に書面で承諾を得るようにする。

また、本人と同定できる人物の顔が写った写真を掲載したい場合、以下の条件を満たすこととする。不可能な場合は、本人と同定できないよう一部分を隠したりぼかしを入れたりする等の処理を行うこととする。

(1) その写真の掲載が、論の展開にとって必要不可欠であること。

(2) その人（子どもの場合は保護者や学校）の承諾が書面で得られていること。

9. 原稿提出締切及び提出方法

原稿の提出締切期日は、編集委員会において定める。期日後に提出されたものについては、受理しない。なお、執筆者は、「執筆要項」において指定された形式で作成した原稿データ（WORD ファイルと PDF ファイル）を Web から投稿する。（原則として PDF ファイルを印刷用に使用）、投稿後の改稿要望には、編集委員会から要請を行う場合を除き、一切応じない。

10. 原稿の利用許諾権の移譲

掲載決定後、奈良教育大学の学術リポジトリに無償で登録・公開することを目的として、執筆者は掲載原稿の利用許諾権を編集委員会に委譲する（著作権は著者に属する）。また、執筆者は、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が作成するデータベースに掲載原稿の要旨が無償で登録・公開されることに関する利用許諾権についても、編集委員会に委譲する。

11. 「活動報告」の掲載

[論文] [研究報告] [資料]の他に、[活動報告]の領域を設ける。[活動報告]についての内容、掲載の可否等については編集委員会で決定する。

12. 執筆者による校正

執筆者による校正は初校までとする。校正は、誤字・脱字等の訂正にとどめることとする。それ以外の訂正は受け付けない。2校および念校は、編集委員会の責任によって行う。